

知っていますか？消費者契約法

問 企画振興課 電話(84)3162

消費者が事業者と契約するとき、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。

このような状況を踏まえて消費者の利益を守るため、平成13年4月1日に消費者契約法が施行されました。その後、高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応した改正が平成28年に行われました。

平成28年改正法は平成29年6月3日施行

取消し

事業者の不当な勧誘により
契約をしたときは、
消費者はその契約を
取り消すことができます！

無効

不当な契約条項が
含まれていたとしても、
その契約条項は無効です！

1. 契約の取消し

勧誘時における以下のような不当行為により、消費者に誤認・困惑等があり、それによって契約をしたときは、当該消費者は契約を取り消すことができます。

- ①不実告知（重要事項
[=契約の目的物に関する事項]が対象）
- ②断定的判断の提供
- ③不利益事実の不告知
- ④不退去／退去妨害

〈課題〉

高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させる被害事案

契約の目的物についての不実告知による被害事案（例：床下にシロアリがおり、家が倒壊）

取消権の行使期間を経過した被害事案

〈改正内容〉

過量な内容の
契約の取消し
(新たな取消事由)

重要事項の
範囲の拡大

行使期間の伸長
(短期を6か月から1年に伸長)

2. 契約条項の無効

消費者の利益を不当に害する以下の契約条項は、無効となります。

- ①事業者の損害賠償責任を免除する条項
 - ②消費者の支払う損害賠償額の予定条項
 - ③消費者の利益を一方的に害する条項（「一般条項」）
- 【10条】①民法、商法等の任意規定の適用による場合と比べ消費者の権利を制限する条項であって、
②信義則に反して消費者の利益を害するものは無効

〈課題〉

消費者の解除権を一切認めない条項の存在（→欠陥製品であっても残金を支払い続ける）（例：「いかなる場合でも解除できません」）

法10条の①は明文の規定だけでなく、一般的な法理等も含むとする最高裁の判決

〈改正内容〉

事業者の債務不履行等の場合でも、消費者の解除権を放棄させる条項
(無効とする条項の追加)

法10条に例示を追加

※消費者の不作為をもって意思表示したものとみなす条項

この契約、何かおかしい…と思ったら

消費者
ホットライン

い や や
1 8 8

電話番号3桁を
押してください
役場企画振興課
へつながります

【県機関の相談窓口】

大島消費生活相談所

0997-52-0999

鹿児島県消費生活センター 099-224-0999